



令和4年度 障害者巡回歯科診療予定



本県では、障害のある方の歯科診療の機会を確保するため、毎年、歯科診療車による巡回歯科診療を行っており、令和4年度は、下記のとおり実施予定です。

口腔疾患は放置されやすい傾向にありますが、お口の健康を維持することは全身の健康にも繋がりますので、治療だけでなく、予防と定期管理のためにも是非ご利用ください。

実施時期	実施地区	診療拠点（所在地）		診療予定日	曜日・開始時間
4月	県南	あけぼの学園	雲仙市南串山町丙9716	4月：1、8、15、22	金曜日 11:00
5月～6月	五島	ふじ学園	五島市吉久木町613	5月：12・13、26・27	木曜日 14:00
				6月：9・10、23・24	金曜日 9:30
7月	長崎	平山友愛園	長崎市平山町1258-2	7月：1、8、15、22、29	金曜日 10:00
8月	県央	きぼうの里	諫早市本野町1549-14	8月：5、12、19、26	金曜日 10:30
9月	県南	県南保健所	島原市新田町347-9	9月：2、9、16、30	金曜日 11:00
10月	県北	草笛が丘	平戸市田平町古梶免字吹上40-1	10月：13・14、27・28	木曜日 13:00
					金曜日 9:30
11月	県北	県北保健所	平戸市田平町免1126-1	11月：10・11、24・25	木曜日 13:00 金曜日 9:30
12月	佐世保	佐世保祐生園	佐世保市針尾西町267	12月：2、9、16、23	金曜日 11:00
1月	西彼	こざくら学園	西海市西海町木場郷163	1月：6、13、20、27	金曜日 11:00
2月～3月	県央	長崎慈光園	東彼杵郡川棚町小串郷1956	2月：3、10、17、24	木曜日 11:00
				3月：3、10、17、24、31	木曜日 11:00

【注意事項】

・診療の対象者は、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第4条第1項、第2項の規定に該当し、歯科診療・検診が必要な方、一般の歯科診療所での治療・検診が困難な方、または通院が困難な方となります。対象とわからない方は、下記の長崎県口腔保健センターにお問い合わせください。

・歯科巡回申込書は、口腔保健センターから事前にもらっておくか、長崎県国保・健康増進課のホームページからダウンロードしてください。

・健康保険証、被爆者健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、お薬手帳は初診日に持参してください。

診療時間は受診者数により異なることがありますのでご了承下さい。

「巡回診療拠点」での受診を希望の場合

<施設利用者の方>

歯科巡回診療申込書を施設で取りまとめ、『口腔保健センター（県歯科医師会）』へ提出してください。

<在宅の方>

歯科巡回申込書を、個人で市町窓口へ提出してください。

お
問
わ
せ

巡回歯科診療の内容に関すること

『長崎県口腔保健センター』

問い合わせ時間：火・水・木・金 9時～17時

TEL 095-848-5970 FAX 095-848-5980

メール：senter@nda.or.jp

事業に関すること

『長崎県国保・健康増進課』

TEL 095-895-2499

【長崎県HP】

<https://www.pref.nagasaki.jp/>

